

厚生労働省
社会保障担当参事官室
保険局調査課
老健局介護保険計画課

介護、医療の2025年度以降といった長期的な見通しについては、

- 介護・医療サービスの需要や提供状況は、その時点での介護・医療制度や介護・医療技術、地域の状況といった社会情勢等に大きく影響されるため、費用等の予測は困難であること
- 経済前提や介護・医療技術の高度化による費用の伸び率等の設定の違いによって結果が非常に大きく左右されるため、慎重な議論が必要であること

といった理由があり、推計を行っていないところです。

御指摘事項について

平成28年9月28日
年金局事業管理課

昨日のレク時に御指摘をいただきました事項について、以下のとおり、お答えさせていただきます。

1. 実態調査について

厚生年金未加入の可能性のある事業所に対して行った実態調査については、日本年金機構より約7.9万事業所のうち、既に適用済みと判明した事業所や適用対象外と判明した事業所を除いた約5.5万事業所に対して、調査票を送付し、約1.9万事業所より回答があったと報告を受けており、残りの未回答の事業所に対しては、訪問調査、電話調査等を実施しています。

約7.9万事業所以外の残り約5.6万事業所に対しても、本年夏以降、順次、調査票を送付しているところであり、これらの回答結果も合わせて、調査の集計・分析結果をとりまとめる予定です。

2. 市町村国保窓口でのサンプル調査について

2自治体の国保窓口にて、国保保険料滞納者の就労状況のアンケート調査について、計1,133名の方に協力をお願いし、このうち、厚生年金適用の可能性のある方数名について、現在、個人情報保護に配慮しながら、勤務先事業所に就労状況等の確認を進めています。

3. 2年以上の遡及適用について

20の年金事務所の厚生年金保険の適用担当の職員に対して、実態把握が可能なヒアリングを実施しました。その結果、

- ① 未加入事業所の大半は、小規模零細事業所や家族経営の事業所であり、出勤簿や賃金台帳等が未整備又は保存されていないことが多く、就労状況や保険料額の決定ができないケースがあること、
- ② 過去期間中に退職した従業員も相当数存在し、追加の保険料徴収に困難が伴うほか、医療保険者間の給付調整などを行うことも容易ではないこと、
- ③ 被扶養者の認定が必要となるが、過去の所得の把握等、実務的に困難なケースが多いこと、

などから、実態把握は非常に困難であるとの意見が大勢でありました。

4. 実態調査の業種別データについて

約 200 万人の推計は、平成 26 年国民年金被保険者実態調査において、国民年金第 1 号被保険者についてサンプルを抽出し、就業状況等を調査して厚生年金の適用の可能性がある者が全体でどの程度になるかを機械的に推計したものであります。

質問主意書でお答えしたとおり、元々、業種別の推計を目的に設計していません。業種別の人数を推計するためには、サンプル数が少なく、精度が確保できないことから、推計を行うことは困難です。

(以上)

約200万人程度とは



**国民年金1号被保険者のうち
厚生年金の適用の
可能性がある者の推計値**

(平成27年12月25日公表 国民年金1号被保険者を対象とした
平成26年国民年金被保険者実態調査による)

厚生年金違法未加入(推計200万人)の年齢分布

年齢	推計人数	調査対象である国民年金 第1号被保険者に占める割合
20—24	39万人	11.2%
25—29	32万人	20.5%
30—34	27万人	17.5%
35—39	25万人	14.6%
40—44	24万人	12.7%
45—49	20万人	11.8%
50—54	16万人	9.5%
55—59	19万人	8.5%
全体	約200万人	12.8%

~~~~ 就業状況についてお伺いします ~~~~

質問11 あなたの平成26年3月末時点での就業状況について、当てはまる番号に○をつけてください。※7ページの「質問11の回答に当たって」を参考にご回答ください。

1 自営業主（個人経営の商店主や農業主など）
2 家族従業者（自営業主の手伝い）
3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）
4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）
5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間未満）
6 臨時（日々雇用や季節的業務など）
7 働いていない

質問11-1 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

1 法人（株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人など）
2 個人経営（正社員5人以上）
3 個人経営（正社員5人未満）
4 国・地方公共団体

質問11-2 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）の業種について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

1 農林水産業	2 鉱業・採石業・砂利採取業
3 建設業	4 製造業
5 電気・ガス・熱供給・水道業	6 情報通信業
7 運輸業・郵便業	8 金融・保険業
9 不動産業・物品賃貸業	10 学術研究・広告・技術サービス業
11 飲食店・宿泊業	12 教育・学習支援業
13 医療・福祉	14 複合サービス事業（農協、漁協など）
15 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーなど）	
16 専門サービス業（法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所など）	
17 生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、浴場業など）	
18 娯楽業（スポーツ施設、遊園地、パチンコホール、カラオケボックスなど）	
19 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、産業廃棄物処理業など）	
20 その他のサービス業（労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業など）	

質問12（8ページ）へお進みください

国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

国民年金の受給権者

(平成26年度末現在)

年金月額	総数						基礎のみ・旧国年(再掲)		
	計 人	(割合) %	男子 人	女子 人	計 人	(割合) %	男子 人	女子 人	
合計	30,069,052	100%	13,155,521	16,913,531	7,719,510	100%	1,819,985	5,899,525	
万円以上									
～1	96,639	0.3%	12,737	83,902	47,498	0.6%	1,732	45,766	
1～2	345,232	1.1%	62,731	282,501	141,184	1.8%	12,747	128,437	
2～3	1,146,443	3.8%	227,520	918,923	503,893	6.5%	56,000	447,893	
3～4	3,515,587	11.7%	789,319	2,726,268	1,710,995	22.2%	283,261	1,427,734	
4～5	4,446,349	14.8%	1,270,018	3,176,331	1,286,257	16.7%	274,455	1,011,802	
5～6	6,797,178	22.6%	2,853,896	3,943,282	1,510,090	19.6%	345,620	1,164,470	
6～7	12,291,110	40.9%	7,634,093	4,657,017	2,064,723	26.7%	766,290	1,298,433	
7～	1,430,514	4.8%	305,207	1,125,307	454,870	5.9%	79,880	374,990	
平均年金月額	54,414		58,218	51,455	49,981		54,593	48,558	

(注) 「基礎のみ」は、老齢厚生年金(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者としており、共済年金のみの受給権者を含んでいる。「旧国年」は、旧法国民年金の老齢年金の受給権者としており、通算老齢年金及び5年年金の受給権者を含めていない。

(出典) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」

各国の公的年金制度における総所得代替率の比較

【アジア・オセアニア】

国名	総所得代替率 (平均的所得者)
ニュージーランド	40.1
韓国	39.3
日本	35.1
オーストラリア	13.5

【北中米】

カナダ	36.7
米国	35.2
メキシコ	3.9

【南米】

チリ	0.0
----	-----

【北欧・西欧】

国名	総所得代替率 (平均的所得者)
ルクセンブルク	76.8
フィンランド	55.8
フランス	55.4
ベルギー	46.6
ノルウェー	44.0
スウェーデン	37.0
アイルランド	34.7
エストニア	28.5
オランダ	27.1
英国	21.6
デンマーク	21.5
アイスランド	3.4

【南欧】

スペイン	82.1
ポルトガル	73.8
イタリア	69.5
ギリシャ	66.7

【中欧・東欧】

国名	総所得代替率 (平均的所得者)
オーストリア	78.1
ハンガリー	58.7
チェコ	49.0
ポーランド	43.1
スロバキア	38.9
スロベニア	38.4
ドイツ	37.5
スイス	23.3

【その他】

トルコ	75.7
イスラエル	11.8

OECD 34カ国平均	41.3
-------------	------

(別掲) G5各国

国名	総所得代替率 (平均的所得者)
フランス	55.4
ドイツ	37.5
米国	35.2
日本	35.1
英国	21.6
G5平均	37.0

「OECD Pensions at a Glance 2015」に基づき作成。

注：2014年時点における各国制度（制度改正が予定されている場合には、改正後の制度）を前提に、20歳で労働市場に参入し、各国の標準的な支給開始年齢までの間就労し、各国の全勤労者の平均所得を得ていると仮定した上で、支給開始時点で受け取る年金額について代替率を算出しているもの。

★年金生活者支援給付金についての検討規定

年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)

附 則

(検討)

第三条 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額等を勸案し、総合的に検討が加えられ、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

適用拡大についての検討規定

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の

一部を改正する法律(平成24年8月10日法律第62号)

附 則

(検討等)

第二条 (略)

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

※ 28.10 施行あり 3頁

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

(平成25年12月13日法律第112号)

(公的年金制度)

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項を加え、その結果に基づいて必要措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三・四 (略)

「遺族年金について」（平成 28 年 9 月 27 日付け照会）へのご回答

国民年金と厚生年金について、遺族年金がもらえる場合ともらえない場合の比較表（できれば一枚紙）をご提供ください。

※女性の受給者の場合です。

（答）

1. 遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給対象者（死亡した夫に生計維持されていた妻）については、下記のとおりとなります。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
子のない妻	×	○※2
子のある妻	○※1	○

※1 子が18歳に到達した年度末までの給付

（障害等級1級・2級の障害状態にある子の場合には、20歳到達までの給付）

※2 夫の死亡時に妻が30歳未満の場合には、5年間の有期給付

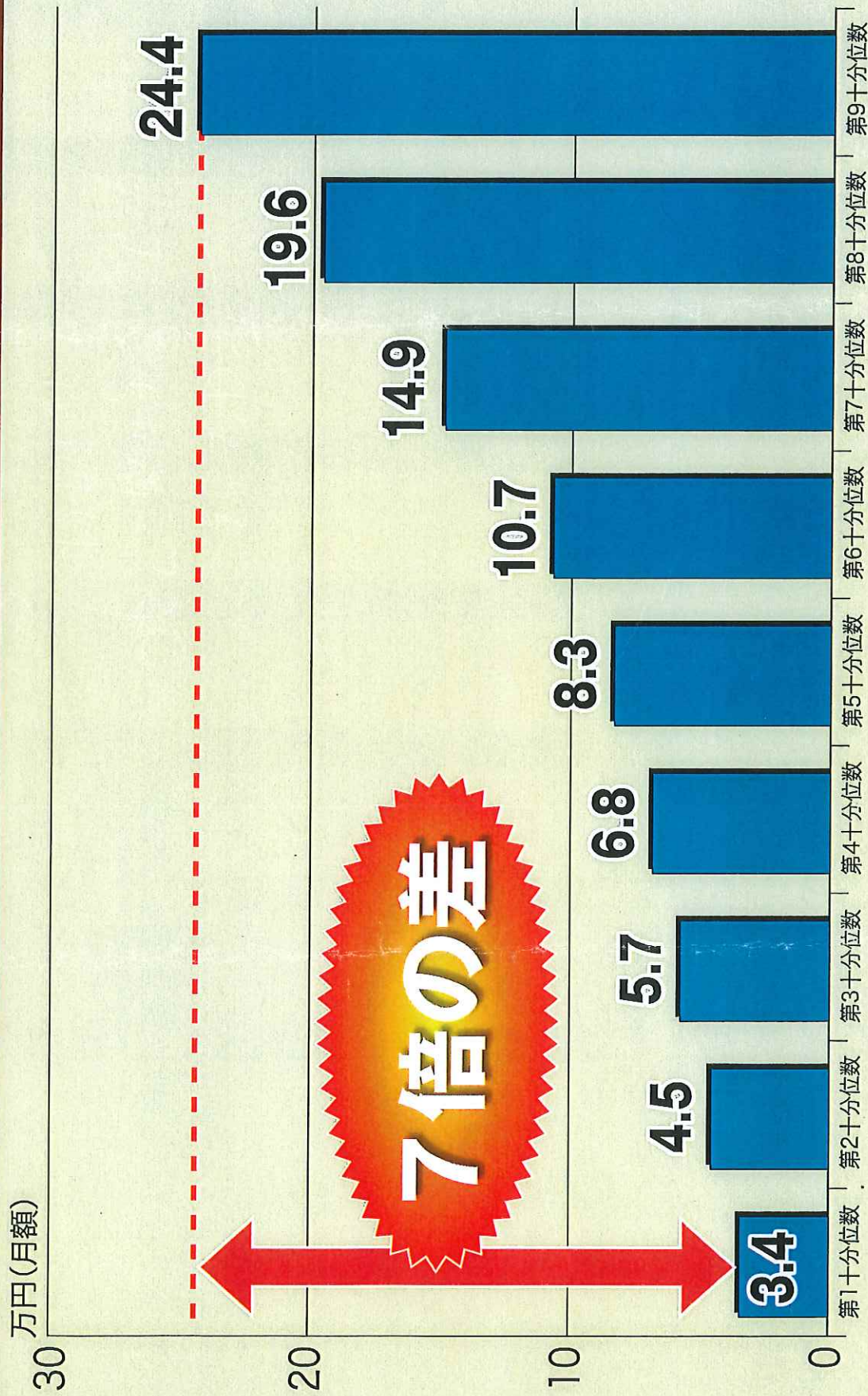
国民年金 老齢年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

年度	平均年金月額
平成 16 年度	52,565
平成 17 年度	53,012
平成 18 年度	53,249
平成 19 年度	53,602
平成 20 年度	53,992
平成 21 年度	54,320
平成 22 年度	54,596
平成 23 年度	54,682
平成 24 年度	54,856
平成 25 年度	54,622
平成 26 年度	54,497

(出典) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」

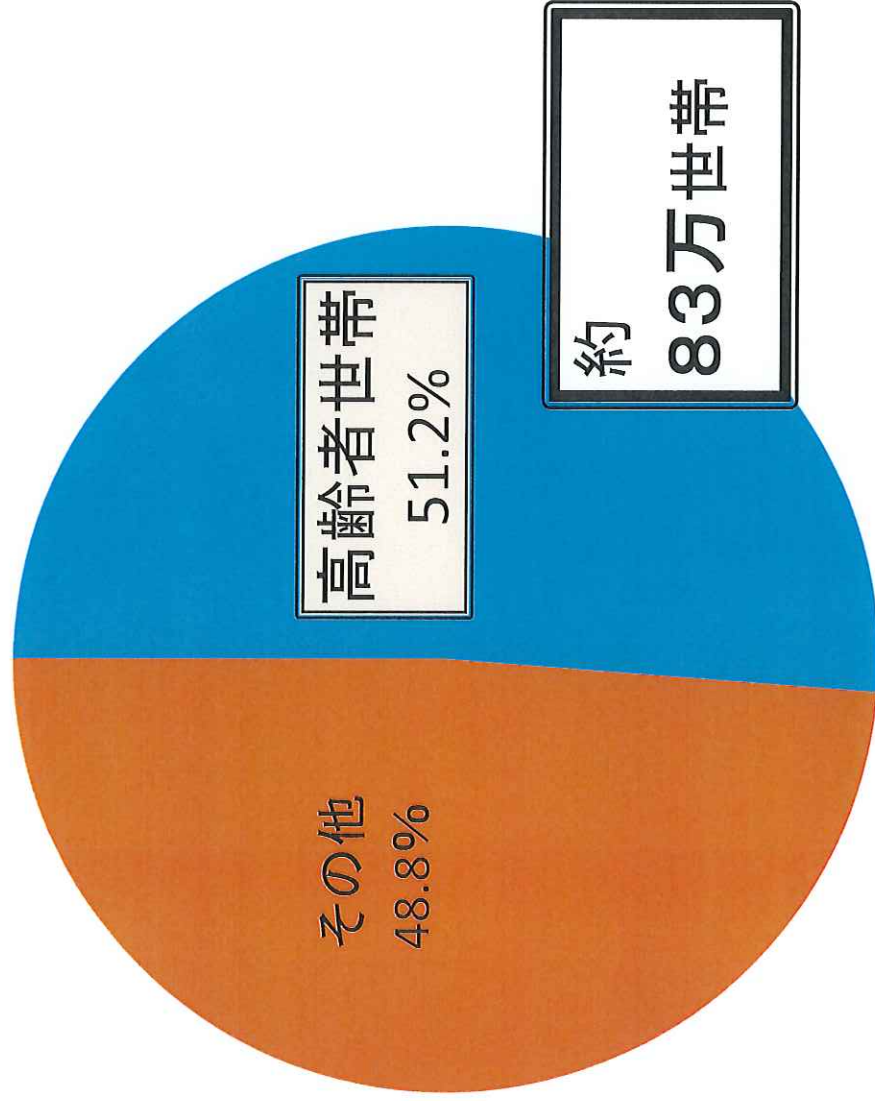
65歳以上の受給者の年金月額(十分位数ごと)



※年金月額は、「公的年金加入者等の所得に関する実態調査」(平成24年7月、年金局)の雑収入(公的年金、企業年金等)を集計した結果に基づく。

生活保護の受給世帯

2016年6月の被保護世帯数(概算)

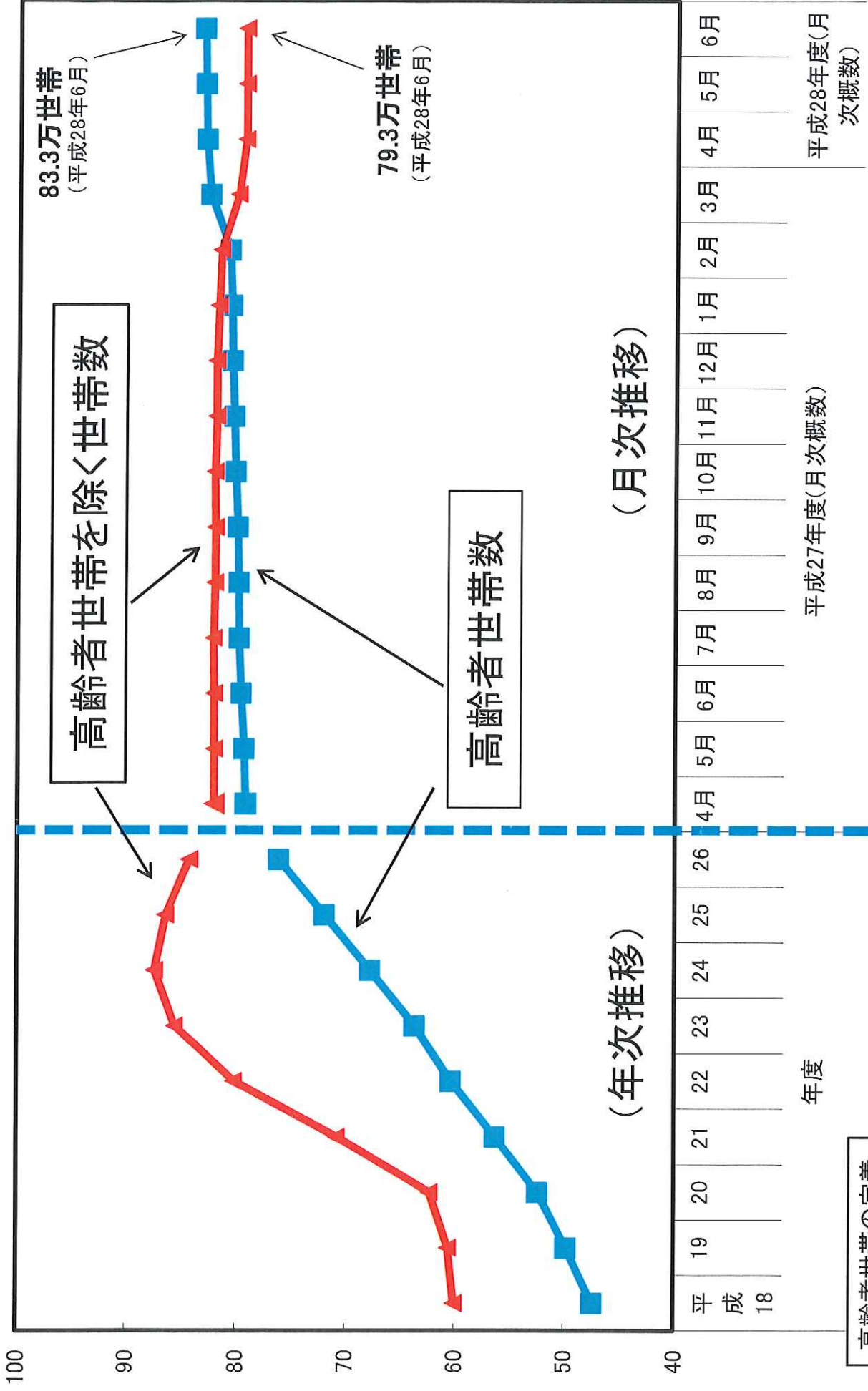


厚労省資料をもとに長妻昭事務所で作成

生活保護の被保護者調査(厚労省)

被保護世帯数の推移

(万世帯)

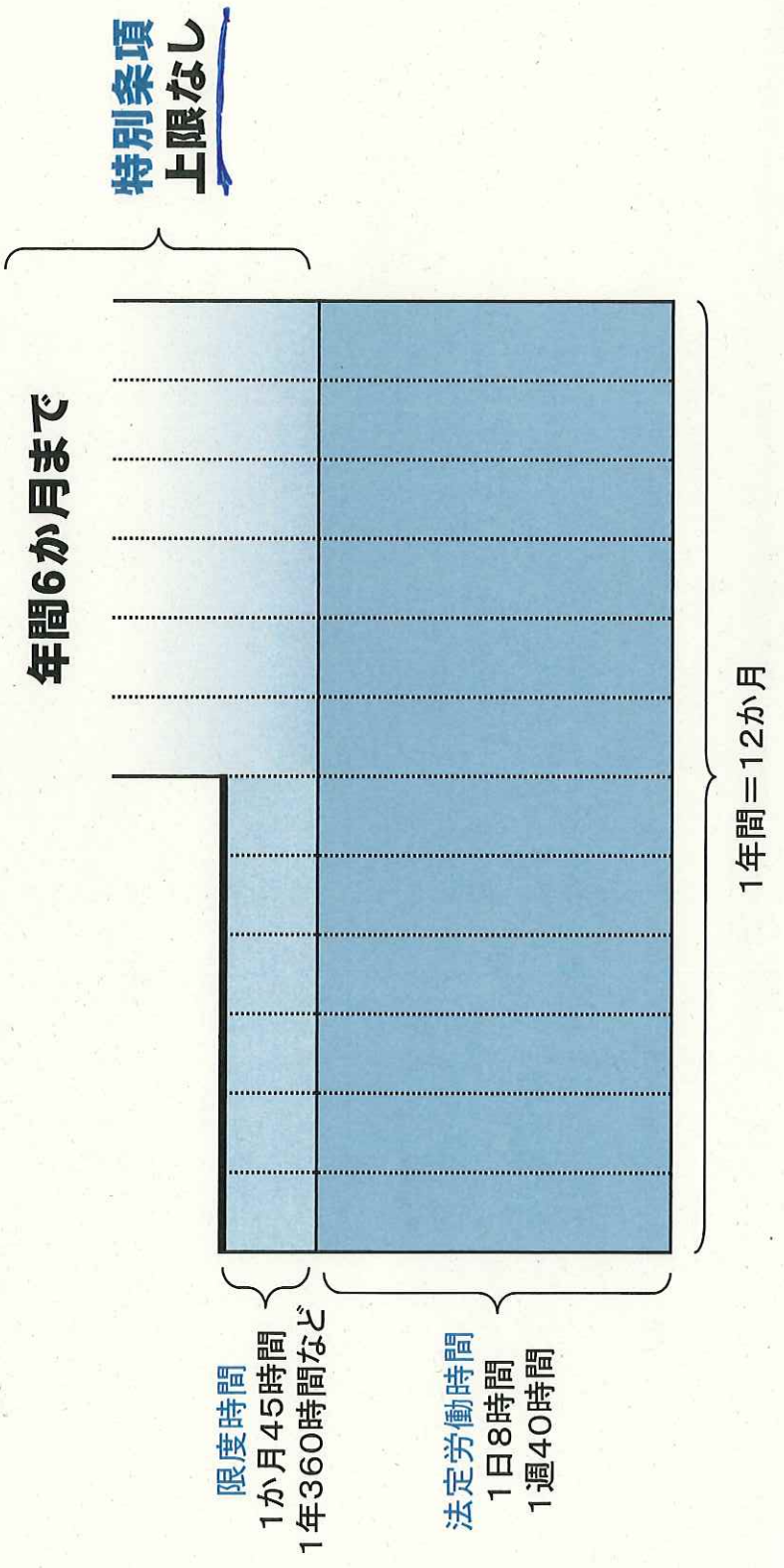


高齢者世帯の定義
 男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

(資料) 厚生労働省 社会・援護局「被保護者調査(平成23年度までは福祉行政報告例)」(平成27年度以降は概数)
 注 保護停止中の世帯を除く。

36協定（時間外労働協定）について

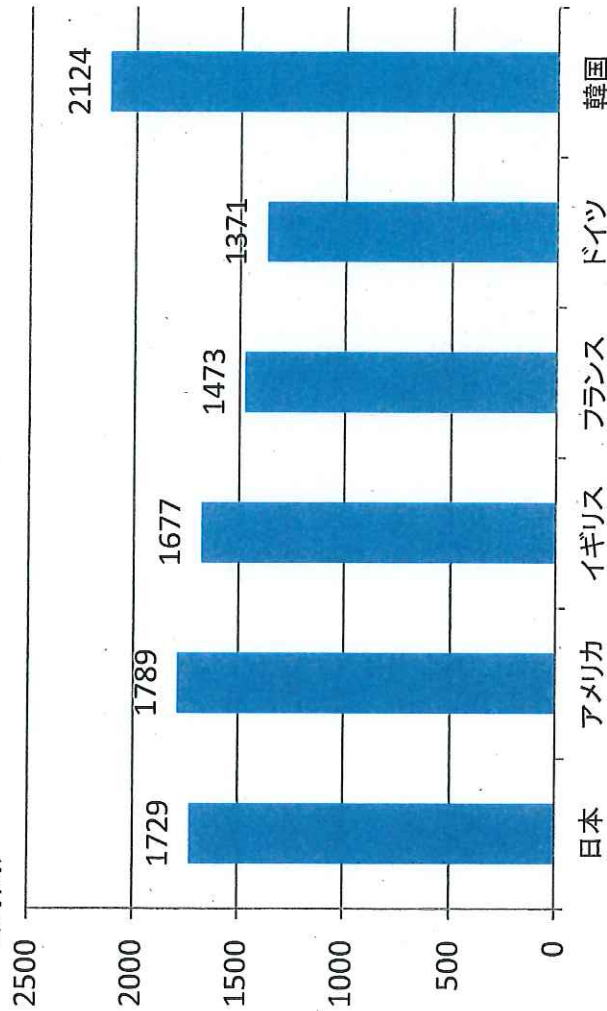
- 労働基準法での原則的な労働時間の上限：1日8時間・1週40時間【法定労働時間】
 - これを延長する場合は、労使協定（36協定）の締結・届出が必要
 - 36協定での延長時間は、「時間外労働の限度基準」（大臣告示）に規定
 - 「1か月45時間」「1年360時間」等（※）【限度時間】
 - ※ 「3か月以内の期間」と「1年間」の双方について協定する必要がある
 - ※ ほかに、「1週間15時間」「3か月120時間」などの限度時間が規定されている
 - ※ ただし、①工作物の建設等の事業、②自動車の運転の業務、③新技術、新商品等の研究開発などの業務は限度時間の適用除外とされている
(557年3) 中小企業人等
 - 「特別条項」を結べば、例外的に限度時間を超えることができる（年間6か月まで）
- ※特別条項について、その上限時間が規定されていない



年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、時間外労働(40時間/週以上)者の構成割合が高く、特に49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

○年平均労働時間
(時間)

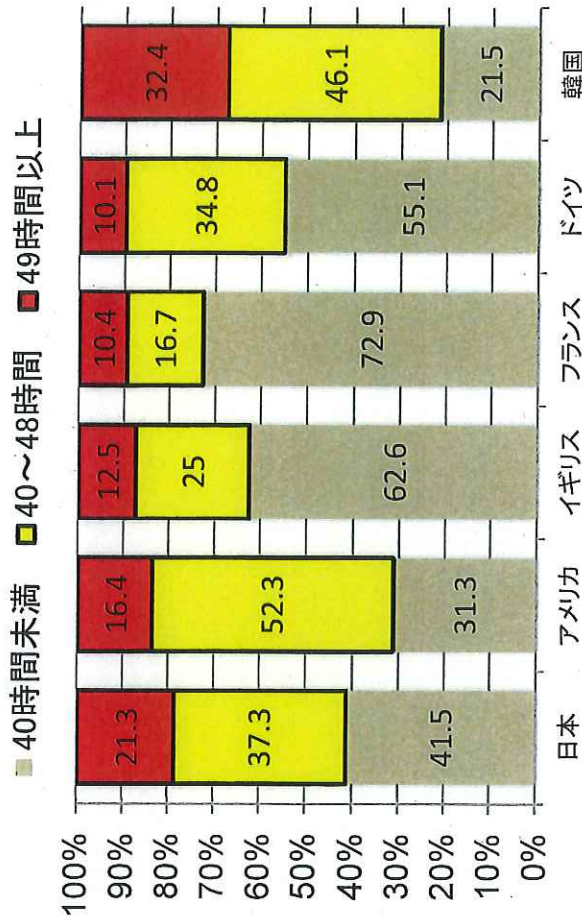


(資料出所)労働政策研究・研修機構「データベース」国際労働比較2016」

<事務局注>

※ 年平均労働時間は、2014年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間を示す。

○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データベース」国際労働比較2016」

ILO「ILOSTAT Database」

<事務局注>

※ 長時間労働者の構成比については、2014年の各国の就業者一人当たりの週労働時間に基づく(アメリカのみ2013年)。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)による。

※ 端数処理のため、計100%とはならない(日本、イギリス)。

参考1. 現行の時間外労働規制の概要 ⑮諸外国の労働時間法制について

	EU諸国 (英国) (フランス)(※) (ドイツ)	日本	韓国	米国
労働時間の総量規制	<p>◇時間外労働も含め、原則として週48時間の量的上限規制(時間外労働も含め、超えてはならないもの)を、安全衛生規制として設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整期間(17週)を平均して1週当たり48時間 調整期間は労働協約により52週に延長可能 個別合意により適用除外可能 	<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるときは、割増賃金支払義務が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使協定・届出で免罰 時間外労働の限度基準に基づき行政指導 	<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、罰則の対象となるときは、割増賃金支払義務が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者間の合意の下、時間外労働(休日除く)の上限を原則12時間まで延長可 	<p>◇法定労働時間(週40時間)を超えた場合、割増賃金の支払義務が生じるが、罰則の対象とはならない。</p>
割増賃金	<p>上限あり</p> <p>◇割増賃金率は基本的には労働協約等により定められる(法定されていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※労働協約で定めていない場合の割増賃金規定あり(25%/50%) 	<p>上限なし</p> <p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(25%)</p> <p>※月60時間超(大企業)は50%</p>	<p>上限あり</p> <p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)</p>	<p>上限なし</p> <p>◇法定時間外労働に対する割増賃金率が法定されている(50%)</p>

※フランスでは、①産別の労働協約が要件であった12週平均44時間を12週平均46時間に延長することを企業単位の労使協定でも認めること、②労使協定を要件とした変形労働時間制度をこれまでの1年間から最長3年間に延長すること等を内容とする労働法改正が平成28年7月に成立している。